

障害者差別解消法に関するリーフレットの改訂について

1 作成の経緯

令和3年に障害者差別解消法が改正され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化された。令和6年4月より、改正法が施行されたことを機に、区内事業者始め、広く区民に周知を図るため、啓発冊子を作成する。

2 概要

- ・区内事業者や区民等に対し、広く差別解消法の理解を広げる。
- ・障害のある方や障害者差別解消法を初めて知る方にも内容をわかりやすく伝えるため、平易な表現を用いる。
- ・作成に当たっては、障害のある方のご意見を反映する。

3 構成

表紙：目的

1 頁：障害者差別解消法の概要

2 頁：障害の社会モデルと社会的障壁について

3～4 頁：合理的配慮の提供について

5 頁：不当な差別的取扱いについて

6 頁：建設的対話、環境の整備について

7 頁：相談窓口一覧

4 配布先

障害者団体、区内障害サービス事業者、区内経済関係団体、福祉事務所、保健相談所、特別支援学校、図書館

5 活用

障害者差別解消法関連研修、障害者週間、東京商工会議所役員会、練馬まつり等イベント、区内小中学校生徒用タブレットでの閲覧

6 今後の予定

令和6年11月末 完成

12月 配布開始